

議第 111 号

訴えの提起について

損害賠償の請求に関して、次のとおり訴えを提起するので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 30 年 9 月 3 日提出

下呂市長 服 部 秀 洋

1. 相手方

東京都港区虎ノ門一丁目 7 番 12 号

沖電気工業株式会社 代表取締役 鎌 上 信 也

岐阜県岐阜市六条北四丁目 10 番 7 号

中央電子光学株式会社 代表取締役 日 比 泰 雅

2. 訴えの趣旨

- (1) 相手方らに対し、損害賠償金として各自連帯して金 68,670,000 円の支払いを求める。
- (2) 相手方らに対し、訴訟費用の負担を求める。

3. 訴えの理由

市が中央電子光学株式会社下呂支店と平成 23 年 9 月 2 日に締結した消工第 1 号消防救急デジタル無線整備工事の請負契約（以下「本件契約」という。）に関し、平成 29 年 2 月 2 日に、公正取引委員会から市が納入した消防救急デジタル無線機器の製造販売業者である沖電気工業株式会社に対し、排除措置命令及び課徴金納付命令が出された。

また、排除措置命令書には「入札等において落札すべき価格は、（中略）代理店等に落札させる場合には当該代理店等と相談して決定するなどし」と記載されており、中央電子光学株式会社は「特約店」に該当する。

以上のことから、本件契約に関して市が被った損害について、本件契約約款第 47 条の

3 第 1 項に基づく違約金に相当する額（請負代金額の 10 分の 1 に相当する額）及び第 2 項に基づく違約金（違約罰）に相当する額（請負代金額の 10 分の 1 に相当する額）を合わせた請負代金額の 10 分の 2 に相当する額を支払うよう、市は平成 30 年 7 月 4 日に相手方らに損害賠償請求書を送付したが、支払期限の平成 30 年 7 月 27 日までに支払いに応じなかったことを受けて訴えを提起するもの。

4. 訴訟遂行の方針

- (1) 弁護士を訴訟代理人とする。
- (2) 第 1 審判決の結果必要がある場合は上訴する。
- (3) ここに議決を求める訴えは、すでに係属している市長を被告とする損害賠償請求住民訴訟事件（平成 30 年（行ウ）第 10 号）の請求の趣旨と合致するものであり、その裁判に関しては弁護士に委託し対応中である。

今回の訴えの提起時期に関しては、この住民訴訟の推移を見て適切な時期に行う。